

国住指第 1242 号  
令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(公印省略)

建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件等の改正について（技術的助言）

建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（令和 3 年国土交通省告示第 755 号）等は、本日付で公布・施行されることとなった。

については、建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 1274 号。以下「告示第 1274 号」という。）、建築基準法施行令第 82 条各号及び同令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 832 号。以下「告示第 832 号」という。）及び確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「告示第 835 号」という。）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、指定性能評価機関、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

## 記

第1 建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（令和3年国土交通省告示第755号）

### 1. 告示の概要

告示第1274号に規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準（以下「ルート2計算同等計算」という。）について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定（以下「図書省略認定」という。）をした場合において当該認定の構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準（ルート2計算同等計算の基準であるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。）を位置付けることとした。

### 2. 施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定による指定を受ける構造計算の基準の取扱いについて

今般の告示第1274号の改正に伴い、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準のうち、ルート2計算同等計算の基準であるものについては、国土交通大臣がその旨を指定書に記載することとするので、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準の識別は当該指定書の記載を参照して行われたい。

第2 建築基準法施行令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（令和3年国土交通省告示第756号）

### 1. 告示の概要

告示第832号に規定する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート1計算同等計算」という。）の基準について、図書省略認定をした場合において当該認定の構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準を位置付けているところであるが、今般の告示第1274号の改正により、ルート2計算同等計算の基準であるものとして図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準を位置付けるため、告示第832号の規定についてはルート1計算同等計算の基準であるものとして国土交通大臣が指定した場合に限り適用すること

とする。

また、本改正告示の施行の際、現に図書省略認定において国土交通大臣の指定を受けている構造計算の基準は、ルート1計算同等計算の基準であるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準とみなすこととし、その旨を経過措置として附則に規定する。

## 2. 施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定による指定を受ける構造計算の基準の取扱いについて

図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準のうち、ルート1計算同等計算の基準であるものについては、告示第832号の規定に基づき、国土交通大臣がその旨を指定書に記載することとするので、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準の識別は当該指定書の記載を参照して行われたい。

なお、今般の告示第832号の改正前の図書省略認定の指定書には構造計算の基準がルート1計算同等計算の基準であることを指定する旨の記載がないが、本改正告示附則第2項の規定に基づき、指定書の発行日が令和3年6月29日以前のものについては構造計算の基準がルート1計算同等計算の基準であるものとして取り扱うこととされたい。

## 第3 確認審査等に関する指針の一部を改正する件（令和3年国土交通省告示第757号）

### 1. 告示の概要

告示第835号に規定する確認審査等に関する指針について、令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものの構造計算の確認審査に関して、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の審査方法を規定する。

### 2. 構造計算の基準がルート2計算同等計算である図書省略認定の構造計算適合性判定の要否について

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請にあたり、施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定による指定を受けた構造計算の基準がルート2計算同等計算の基準である図書省略認定の認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書を添える場合にあつては、特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は同法第77条の24第1項の確認検査員（以下「ルート2主事等」という。）が建築確認の審査を行う場合に限り構造計算適合性判定を不要となる。ルート2主事等が建築確認の審査を行わない場合における構造計算適合性判定の審査にあつては、図書

省略認定の際に許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書に基づき、告示第 835 号別表の各項に準じて審査されたい。